

社会福祉法人杏和会

役員等報酬規程

(目的)

第1条この規程は、社会福祉法人杏和会の役員及び評議員の報酬について定める。

(定義)

第2条本規程による役員とは、社会福祉法人杏和会理事及び監事をいう。

2本規程による評議員とは、社会福祉法人杏和会定款の定めによる評議員会の委員をいう。

3法人職員が前各項のいずれかに該当し兼務する場合、本規程は適用しない。

(理事会等の出席報酬)

第3条理事長及び理事が理事会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払う。

2評議員が評議委員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払う。

3同一日において、前各項に重複して該当する場合、主たる出席実績に併せ出席報酬及び実費弁償費を支払い、重複しての支払いはしない。

(理事会等の業務報酬)

第4条理事長が、理事会、評議員会、以外の日において、法人及び施設運営のため業務に従事した場合、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

2理事が理事会開催日以外の日において、理事長の命により法人及び施設運営のため業務に従事した場合、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

3評議員が評議員会開催日以外の日において、理事長の命により法人及び施設運営のため業務に従事した場合、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

4同一日において、前各項に重複して該当する場合、主たる業務実績に併せ業務報酬及び実費弁償費を支払い、重複しての支払いはしない。

5同一日において、前条第1項から第4項に重複して該当する場合、主たる出席実績に併せ出席報酬及び実費弁償費を支払い、本条による業務報酬を重複して支払わない。

(監事の報酬)

第8条監事が理事会及び評議員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払うことが出来る。

なお、理事会に出席しかつ同一日に評議員会に出席した場合でも、評議員会出席による報酬及び実費弁償費は重複して支払わない。また、同日に監事業務に従事した場合においても重複して支払わない。

2 監事が理事会及び評議員会開催日以外の日、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費等)

第9条前第2条各項に定める役員及び各委員が、法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費を別表3に基づき、必要な費用を支給することが出来る。

2 旅費は原則として実費とするが、実情を考慮し増額する場合がある。

3 業務遂行上必要な経費は、実費を原則として支払う。

4 旅費は事後清算を原則とするが、状況により事前の概算支払いを認める場合がある。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第10条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(改正)

第11条本規程の改正は、理事会の議決を経て行わなければならない。

附則

本規程は、平成29年4月1日から改訂施行する。

附則平成29年4月1日改正（報酬額改正）

別表1

名 称	報 酬	日 当	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 8,150円	日額 3,110円	(市外)13,000円 (市内) 2,000円
評議員会出席報酬等	日額 8,150円	日額 3,110円	(市外)13,000円 (市内) 2,000円
苦情対応第三者委員	日額 8,150円	日額 3,110円	(市外)13,000円 (市内) 2,000円

別表2

名 称	報 酬	日 当	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	日額 8,150円	日額 3,110円	実費相当
監事監査指導報酬等	日額 12,510円	日額 5,340円	実費相当

別表3

名 称	報 酬	日 当	旅 費
理事長報酬及び旅費	日額 12,510円	日額 5,340円	実費相当
理事・評議員・監事報酬 及び旅費	日額 8,150円	日額 3,110円	実費相当

別表4

名 称	報 酬	日 当	実費弁償費
外部者報酬	日額 8,150円	日額 3,110円	実費相当

附則平成29年4月1日改正（報酬額改正）